

交通安全 News



令和5年5月発行

めざせ！交通事故ゼロ！！

みなさんが毎日通る道路には、様々な標識が立っていますが、この標識の意味をきちんと理解して、守れていますか。今回は、そんな道路の標識について勉強してみましょう。



「一時停止」



「止まれ」の標識がある交差点では、自転車も必ず白色の停止線があるときはその直前で、停止線がないときは交差点の直前で一時停止し、周囲をよく見て接近する人や車がないかを確認してから通行しなければなりません。

「自転車専用通行帯」



「自転車道」



普通自転車は、自転車専用通行帯や自動車道の標識のある所では、道路工事などの場合を除き、その場所を通らなければなりません。

「自転車歩道通行可」



自転車は軽車両に分類されるため、車道の左側走行が原則ですが、自転車歩道通行可の標識があれば、歩道を通行することができます。ただし、歩道は歩行者のための道であり、歩行者が優先です。

他にも「通行禁止」等の標識のある道路を通行しないこともあげられます。

「車両通行止め」



「車両進入禁止」



「歩行者専用」



「自転車通行止め」



一方通行の標識がある場所では、矢印と反対方向に進行することはできません。

「一方通行」



「自転車一方通行」



YouTube
県警公式
チャンネル

自転車に乗車する際は、ヘルメットを着用しましょう！



山口県警察